

人の命は「地球より重い」といわれ、その不可侵性が絶対視されてきた。法もこれを厚く保護している。いま終末期医療で過剰な延命治療を避け患者の意思を尊重する「尊厳死法案」の国会提出が、超党派の議員連盟で検討されている。すでに尊厳死より踏み込んだ安楽死を認めているオランダを例に考えてみたい。

### オランダの法制化の経緯

オランダ刑法も日本刑法と同様に、自殺そのものは違法ではないが、他人を教唆・幫助して自殺させ（自殺介助）、または相手方の依頼・承諾を得て殺害した場合（嘱託殺人）は犯罪になるとしている。1984年、オランダ最高裁は、安楽死を刑法上違法であるにもかかわらず、耐え難い苦痛から患者を救つたため死しか方法がない一定の条件下で事実上これを許容する方向に転換した。

さらに1993年4月に「オランダ国会」安楽死法案可決成立と衝撃が走った。「遺体処理法」を改正し、検視官への報告を義務化

する「尊厳死法案」の国会提出が、超党派の議員連盟で検討されている。すでに尊厳死より踏み込んだ安楽死を認めているオランダを例に考えてみたい。

しただけなのに、あたかも安楽死を合法化する「安楽死法」を誕生させたかのような誤解に基づく報道がなされたからである。

欧洲では大戦中、ドイツ語で安楽死を意味する「オイタナジー」の名の下に、ユダヤ人のみならず自國の心身障害者をも排除しようとしたナチスの民族浄化政策を経験している。バチカンからは「ナチスと同じことを行おうとしている」との批判まで飛び出した。

## 正論



筑波大学名誉教授

土本 武司

オランダにとっては迷惑させられる反応であるが、刑法上は依然として違法のまま、実質的に合法化することの改正措置につき、オランダ当局は「一方で許しながら他方で非合法とする。この二面性がセーフガードとなり、患者は死に追いやられる不安を抱くことなく、同時に尊厳ある死を要求することができる」と証明してきた。

安楽死をめぐる動きは、はなはだ低調である。依然として安楽死をタブー視するムードが強く、国レベルの実態調査もなされていない。安楽死が刑事裁判の対象になつたのも10件内外で、そのうち医師が安楽死を実施したすべてが違法とされ、合法とされたものは一件もない。起訴された事例でよく知られる「東海大事件」では医師に有罪判決が出たが、その際積極的安楽死の許容案件として「患者が耐え難い肉体的苦痛に苦しんでいること」など4つの要件を示し

### 信頼を支える家庭医制度

それらの国に比べ、わが国の安

市民は傷病の際、あらかじめ登録してある家庭医の診察を受け、必要があれば専門医を紹介され

た。

これをもって合法要件が確立したとはいえないが、司法が現代にマッチした合法要件の樹立をめざした点に今日的意義がある。

日本では安楽死をタブー視して

いた。

したとはいえないが、司法が現代にマッチした合法要件の樹立をめざした点に今日的意義がある。

うだとすれば、苦痛を除去するのではなく苦痛を負っている者を排除するのは矛盾である。しかし、すべての末期患者が鎮痛医療の恩恵に浴しているとはいえない。特に、がんの末期患者のように間歇的な激痛にさいなまれる患者はその後々の激痛は除去しえても、繰り返し襲ってくる。全体としての苦痛をあらかじめ除去することはできない。患者はなぜこのようないい處を除いて、鎮痛医療の恩恵を受けるべきである。

た。

た。